

(様式 3)

平成 3 0 年 3 月 1 日

北九州市技術監理局

受注者 各位

「平成 3 0 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「平成 3 0 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について（お知らせ）

「平成 2 9 年度公共工事設計労務単価」及び「平成 2 9 年度設計業務委託等技術者単価」については、平成 2 9 年度に発注する公共工事の工事費等の積算に適用しているところですが、このほど国土交通省の特例措置についての通知（平成 3 0 年 2 月 1 6 日付国土入企第 2 8 号）に準じ、本市契約において、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の概要

平成 3 0 年 3 月 1 日以降に契約を締結した又は締結する請負工事及び工事に係る設計業務等委託のうち、「平成 2 9 年度公共工事設計労務単価」及び「平成 2 9 年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算したものについて、受注者の請求によって「平成 3 0 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成 3 0 年度設計業務委託等技術者単価」に基づく請負金額及び業務委託料の変更の協議ができるものとします。

2. 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

上記に伴い、請負金額及び業務委託料が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約等の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

3 その他

本特例措置を適用しようとする場合は、「平成 3 0 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金の変更について（協議）」等の提出が必要となりますので、詳しくは工事監督課にご相談ください。